

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

税のお知らせ 確定申告が間違っていたとき・忘れたとき

税務署へ確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

申告するだけ早く申告するようにしてください。確定申告をしなければならないのに、確定申告することができた、確定申告を忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求める事ができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手 続】 更正の請求書に必要事項

修正申告書に必要事項を記入して納税地を所轄

項目を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意しております。）

【期間】

更正の請求書は次の期間に提出してください。
■平成28年分から令和2年分：法定申告期限から5年以内

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（令和2年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税は令和3年4月15日（木）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告によって新たに納める税額は、新たに加算税が賦課される場合があるほど、法定納期限の翌日から納付までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

なお、税務署長が決定を行なう場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

※更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧いただき、最寄りの税務署にお尋ねください。

【期間】 申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。

なお、修正申告によつて新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

【手 続】 忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止
4月16日以降の申告相談受付について

国税庁（税務署）では、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等をす

■お問い合わせ
(国 税)
◎名寄税務署
☎ 0165412-2157
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp